

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、輸入車の販売等を営む会社Aに入社し、B県C市所在の同社D支店（以下「会社」という。）に販売員として配属された。同月〇日から〇日までEにおいて入社式と研修があり、同月〇日からは、D支店において業務研修を受けながら、販売員として自動車の販売業務に従事していた。

被災者は、同年〇月〇日、会社に出社するも体調が悪かったため、帰宅するように指示されるも病院には行かず、その後、通常の営業業務に従事していたが、同月〇日、自宅で縊死しているところを発見された。

なお、死体検案書には、死亡日時として「平成〇年〇月〇日午前〇時頃と推定」、直接死因として「縊死」と記載されている。

請求人は、被災者は業務による心理的負荷のため精神障害を発病し自殺したことは明らかであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、被災者は平成〇年〇月時点ではまだ意欲にあふれており、同月〇日に被災者が精神障害を発病したとは到底考えられず、被災者は、同年〇月以降にうつ病エピソードを発病したと判断するのが相当であると主張しているが、請求人らの主張には医学的裏付けが無く、採用できない。

(2) 一方、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、被災者が平成〇年〇月〇日に恋人に会ったときに「どうしよう。もう嫌だ。」と発言していること及びその後の症状の経過などから、発病の時期は同時期とすることが相当である旨所見している。

被災者は、平成〇年〇月頃に意欲が減退し、出社もつらくなるという症状が出るまでは通常通り勤務しており、被災者のノートの内容からみると、熱心に業務内容を学習していることが伺える。しかし、その一方で、同時期に恋人や友人に送ったメール内容をみると、会社や業務に対する否定的な内容に終始しており、例えば、平成〇年〇月〇日に友人宛に送ったメールには「俺は死んどる。もう耐えれん。今年中に辞めるのが今の夢よ。」などとある。このことは、入社式において感じた自分の描いていた会社のイメージと実像とのギャップが次第に大きくなっていく一方で、真面目に研修・業務をこなしていった結果、

心理的葛藤が大きくなっていったものと見ることが相当であり、すでに適応障害は発病し、悪化していく状態にあったものとみるべきである。したがって、当審査会としても、被災者の発病時期及び傷病名に関するF医師の意見は妥当なものであると判断する。

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

(4) そこで、認定基準に照らして、被災者の発病前の業務による心理的負荷及び発病後の特別な出来事の有無について改めて、子細に検討した。

その結果、当審査会としては、決定書理由第2の2の(2)に説示した内容を変更或いは修正すべき根拠は見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、被災者に発病した精神障害及びその死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。